

〈特集〉資本性借入金の活用と銀行実務

1 資本性借入金にかかる会計処理

―地域金融機関の償却引当実務における論点と考え方―

新日本有限責任監査法人公認会計士 窪寺 信

一 本稿の目的

平成二三年一月二二日付けで、金融庁から「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」が公表され、金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」の運用明確化が図られた。これに伴い、日本公認会計士協会（業種別委員会）は、平成二四年一月二二日、業種別委員会報告第三二号「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（以下、「本指針」という）を改正し、公表した。本稿は、本指針を地域金融機関に適用する場合に、償却引当実務において想定される論点と考え方

につき、具体例を示し検討したものである。なお、本稿中、意見に関する部分は筆者の個人的な見解であり、新日本有限責任監査法人の公式見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

二 本指針改正の主なポイント

に對する貸倒見積高の算定および金融機関の保有する貸出債権を適格貸出金へ転換した場合等の会計処理に関する監査上の取扱いを取りまとめることを目的に公表されたものである。改正の主なポイントは以下のとおりである。

● 本指針の適用範囲の拡大

改正前は、金融機関が既存貸出金を資本的劣後ローンに転換する場合における当該資本的劣後ローンに對する貸倒見積高の算定方法等に適用範囲が限定されていたが、改正後は、適格貸出金一般に對する貸倒見積高の算定方法等に適用範囲が拡大された。

● 準株式法の適用範囲の拡大

改正前は、いわゆる「準株式法」の適用範囲が、資本的劣後ローンを資本とみなし

本改正は、平成二三年の東日本大震災を受けた被災者等への対応などで、既存の貸出債権を資本的劣後ローンへ転換する場合に限らず、「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」や「十分な資本的性質が認められる借入金」（以下、これらをまとめて「適格貸出金」という）が広く活用されることが見込まれることから、資本的劣後ローンへの転換に限定せず、適格貸出金一般

【表1】適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法

		算定方法
劣後性あり	発生が見込まれる損失額により貸倒見積高を算定する方法	
	原則法	倒産確率および劣後性を考慮した倒産時損失率に基づく予想損失率により算定する方法
		元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを劣後性を考慮して合理的に見積もり、DCF法により算定する方法
	簡便法	当該債務者に対する金銭債権全体について、優先・劣後の関係を考慮せずに算定された倒産確率および倒産時損失率に基づく予想損失率を用いて算定する方法
		当該債務者に対する金銭債権全体について、優先・劣後の関係を考慮せずに算定された予想損失率を用いて算定する方法（本稿では、「全体予想損失率法」という）
経営改善計画の確実な履行など、将来の事象に大きく影響を受ける場合、上記の簡便法に代え、時価を把握することがきわめて困難と認められる株式または種類株式の評価に準じて劣後性を有する適格貸出金の貸倒見積高を見積る方法（「準株式法」という） なお、適格貸出金供与前の実質債務超過額を適格貸出金が上回る場合、当該上回る額に対しては、【表2】に記載の通常債権に対する引当方法などを用いて貸倒見積高を算定		
劣後性なし	劣後性を有しない適格貸出金については、当該債権を資本とみなし、あわせて提示される経営改善計画等その他の条件も考慮して適正な自己査定手続により決定された債務者区分等に応じて、予想損失率を算定	

が示されている。

本指針には、適格貸出金の法的破綻時の劣後性の有無および実務上の対応可能性等の観点から【表1】のとおり、適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法が示されている。また【表2】のとおり、適格貸出金を供与する金融機関における適格貸出金以外の債権（以下、「通常債権」という）および適格貸出金を供与していない金融機関における債権に対する貸倒見積高の算定方法

1 貸倒見積高の算定方法

三 本指針の主なポイント

一定の条件を満たす担保付貸出金等、法的破綻時の劣後性が確保されない一定の貸出金が適格貸出金の範囲に含まれることになったため、このような適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法が明確になった。

法的劣後性を有しない適格貸出金に対する貸倒見積高算定方法の明確化

でも実質債務超過が解消されない場合にのみ適用できるものとされていたが、こうしたケースに限定されないよう、適用範囲が拡大された。

【表2】通常債権等に対する貸倒見積高の算定方法

		算定方法	
適格貸出 金供与金 融機関が 保有する 通常債権	通常債権に かかる原則 的方法	適格貸出金を債務者区分等の判断において資本とみなし、あわせて提示される経営改善計画等その他の条件も考慮したうえで、適正な自己査定手続により決定された債務者区分等に応じて、予想損失額を算定	
	適格貸出金 に原則法を 適用してい る場合	適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法と同様、優先・劣後の関係を考慮した方法で算定することも認められる。	
	適格貸出金 に簡便法を 適用してい る場合	簡便法を採用して算定した適格貸出金にかかる予想損失額が、通常債権の予想損失額をも十分にカバーされる水準であると判断される場合	引当てを行わないことが合理的だが、別途引当てを行うことも可能
		簡便法を採用して算定したすべての金銭債権の予想損失額が、劣後性を有する適格貸出金の取得原価または償却原価を超える場合	当該予想損失額から劣後性を有する適格貸出金の取得原価または償却原価を控除した残額のうち当該債務者が負担する劣後性を有する適格貸出金以外のすべての金銭債務の残高に応じて按分した金額を、通常債権に対する貸倒引当金として引き当てる方法もより精緻な方法として認められる（本稿では「劣後引当残額按分法」という）。
適格貸出 金非供与 金融機関 が保有す る債権	経営改善計画等その他の条件を踏まえ、適格貸出金を与える影響を適切に考慮して適正な自己査定手続により決定された債務者区分等に応じて、予想損失額を算定する。		

2 適格貸出金供与時における実質的な貸倒引当金戻入れの禁止等

本指針が対象とする適格貸出金の供与は、債務者が財務的に困難な場合に、債務者の経営改善の一手法として行われるものであるため、適格貸出金を供与した金融機関においては、既存債権を適格貸出金に転換する時点において貸倒引当金を実質的に戻し入れることは、通常合理的とは認められないものとされている。このため、適格貸出金の供与後、一定期間経営改善計画の履行状況を厳格に検証し、計画通り経営改善計画が進行していると合理的に確認できた時点で、貸倒引当金の戻し入れを行うこととされ、この場合には、当該確認ができた時点における貸倒引当額の充分性を改めて判断することとされている。すなわち、適格貸出金を資本と見ることが可能と判断された場合でも、それにより、直ちに当該債務者にかかる貸倒引当金計上額を減少させることは合理的でないと考えられるため、留意が必要である。

また、簡便法適用にあたって使用する予想損失率等は、適格貸出金を資本とみなした場合の債務者区分等に基づいたものを使

用することが考えられるが、その場合の債務者に適用される予想損失率等の妥当性は、十分に信頼性の高い統計値を基礎とするなど、強い証拠によって裏付けられなければならないとされ、当該裏付けが得られない場合には、保守的に劣後性を有する適格貸出金を資本とみなさなかつた場合の債務者区分等に基づいた予想損失率等を用いることが適切であるとされているため、留意が必要である。

3 貸倒見積高の算定方法等の文書化

いずれの方法を用いて貸倒見積高を算定するかについては、個々の金融機関において合理的な判断基準を設け、当該基準に基づいて判断することとなるが、適用の恣意性を排除するため、当該基準を文書化し、毎期継続的に適用することが必要であるとされている。

四 貸倒見積高の算定例

1 法的破綻時の劣後性を有する適格貸出金を供与する地域金融機関における貸倒引当金の算定例

(1) 要管理先債務者に対して、実現可能性の高い抜本的な計画の策定を前提に適格貸出金を供与した場合

① 前提条件

(i) 適格貸出金供与直前の債務者区分等要管理先

(ii) 総与信額

七〇〇百万円

(iii) 適格貸出金への転換額

三〇〇百万円

(iv) 適格貸出金供与後の通常債権

四〇〇百万円(七〇〇百万円ー三〇〇百万円)

(v) 債務者の金銭債務総額

八〇〇百万円

(vi) 債務者の実質債務超過額

二五〇百万円

(vii) 予想損失率

その他要管理先…三%

要管理先…一五%

(viii) その他の条件

適格貸出金供与の前提として策定された計画は、実現可能性の高い抜本的な計画と認められ、転換後の実質資本および債務償還年数等に基づき、適正に自己査定を行った結果、債務者区分はその他要管理先に区分することが適当と判断された。

分することが適当と判断された。

② 適格貸出金に対し簡便法(全体予想損失率法)を適用した場合の貸倒見積高算定例

(i) 適格貸出金に対する貸倒見積高

八〇〇百万円×一五%＝一二〇百万円

(注1)

(ii) 通常債権に対する貸倒見積高

四〇〇百万円×三%＝一二百万円(注

2)

(iii) 実質的な引当金戻入れの有無の検討

貸倒引当金合計一三二百万円V当初貸倒引当金一〇五百万円(七〇〇百万円×一五%)であり、該当なし。

③ 適格貸出金に対し準株式法を適用した場合の貸倒見積高算定例

(i) 適格貸出金に対する引当額

二五〇百万円+一・五百万円(注3)＝

二五一・五百万円

(ii) 通常債権に対する引当額

原則的方法…四〇〇百万円×三%＝一二百万円

(iii) 実質的な引当金戻入れの有無の検討

貸倒引当金合計二六三・五百万円V当初貸倒引当金一〇五百万円(七〇〇百万円×一五%)であり、該当なし。

(2) 破綻懸念先債務者に対し、実現可能性の高い合理的な計画を前提に適格貸出金を供与した場合

- ① 前提条件
- (i) 適格貸出金供与直前の債務者区分等破綻懸念先
- (ii) 総与信総額
 - 七〇〇百万円（内Ⅲ分類額五〇〇百万円、非・Ⅱ分類額二〇〇百万円）
- (iii) 適格貸出金への転換額
 - 三〇〇百万円（非保全部分）
- (iv) 適格貸出金供与後の通常債権
 - 四〇〇百万円（七〇〇百万円―三〇〇百万円）
- (v) 債務者の金銭債務総額
 - 一〇〇〇百万円
- (vi) 債務者にかかる担保処分可能見込額等（債権者主体から見た非・Ⅱ分類額）
 - 三〇〇百万円
- (vii) 債務者の実質債務超過額
 - 三五〇百万円
- (viii) 予想損失率
 - その他要注意先…三%
 - 破綻懸念先（Ⅲ分類額）…五〇%
- (ix) その他の条件
 - 適格貸出金供与の前提として策定された

計画は、実現可能性の高い合理的な計画と認められ、転換後の実質資本および債務償還年数等に基づき、適正に自己査定を行った結果、債務者区分はその他要注意先に区分することが適当と判断された。

- ② 適格貸出金に対し簡便法（全体予想損失率法）を適用した場合の貸倒見積高算定例
 - (i) 適格貸出金に対する引当額
 - 三〇〇百万円（注4）
 - (ii) 通常債権に対する引当額
 - 原則的方法…四〇〇百万円×三%＝一二百万円
 - 劣後引当残額按分法…二九百万円（注5）
 - (iii) 実質的な引当金戻入れの有無の検討
 - 貸倒引当金合計三二二百万円または三二九百万円＜当初貸倒引当金二五〇百万円（五〇〇百万円×五〇%）であり、該当なし。
- ③ 適格貸出金に対し準株式会社法を適用した場合の貸倒見積高算定例
 - (i) 適格貸出金に対する引当額
 - 三〇〇百万円（注6）
 - (ii) 通常債権に対する引当額
 - 原則的方法…四〇〇百万円×三%＝一二百万円

(iii) 実質的な引当金戻入れの有無の検討
 貸倒引当金合計三二二百万円＜当初貸倒引当金二五〇百万円（五〇〇百万円×五〇%）であり、該当なし。

2 法的破綻時の劣後性を有しない適格貸出金を供与する地域金融機関における貸倒引当金の算定例

- (1) 要管理先債務者に対して、実現可能性の高い抜本的な計画の策定を前提に適格貸出金を供与した場合
 - ① 前提条件
 - 1 (1)①と同様。ただし、適格貸出金には、事実上解除不能な担保が付されている。
 - ② 貸倒見積高算定例
 - (i) 適格貸出金に対する貸倒見積高
 - 三〇〇百万円×三%＝九百万円
 - (ii) 通常債権に対する貸倒見積高
 - 四〇〇百万円×三%＝一二百万円
 - (iii) 実質的な引当金戻入れの有無の検討
 - 貸倒引当金合計二百万円＜当初貸倒引当金一〇五百万円（七〇〇百万円×一五%）であり、該当あり。したがって、差額八百万円は戻入れを行わず、適格貸出金にかかる引当金として引き継ぐ。

(2) 破綻懸念先債務者に対し、実現可能性の高い合理的な計画を前提に適格貸出金を供与した場合

① 前提条件

1(2)①と同様。ただし、適格貸出金には、事実上解除不能な担保が付されている。

② 貸倒見積高算定例

(i) 適格貸出金に対する引当額

三〇〇百万円×三%≧九百万円

(ii) 通常債権に対する貸倒見積高

四〇〇百万円×三%≧一二百万円

(iii) 実質的な引当金戻入れの有無の検討

貸倒引当金合計二百万円△当初貸倒引当金二五〇百万円(五〇〇百万円×五〇%)であり、該当あり。したがって、差額二九百万円は戻入れを行わず、適格貸出金にかかる引当金として引き継ぐ。

五 実務上の論点と考え方

1 適用する予想損失率等

(1) ランクアップ前後いずれの予想損失率を適用すべきか

劣後性を有する適格貸出金に対し、全体予想損失率法を適用する場合の予想損失率を、適格貸出金の供与による債務者区分のランクアップ前後、いずれの区分に基づく予想損失率とすべきかといった論点が考えられる。これについては、一般に、適格貸出金を含む債務者区分に対応する貸倒実績率が計測されているケースは稀であると考えられることから、「十分に信頼性の高い統計値を基礎とするなど、強い証拠」に基づく予想損失率を算定することは困難な場合が多いと考えられる。したがって、たとえば本稿四1(1)②(i)および(2)②(i)に示すように、保守的に適格貸出金供与前の債務者区分にかかる予想損失率を基礎に算定するなどの対応を行うことも現実的と考えられる。また、劣後性を有しない適格貸出金に対する予想損失率についても同様と考えられるが、適格貸出金供与後の実質的な貸倒引当金の戻入れ禁止規定を考慮し、本稿四2(1)②(iii)および(2)②(iii)に示すような対応を行うことが現実的と考えられる。

(2) 適格貸出金供与前の債務者区分が破綻懸念先の場合の全体予想損失額の算定方法

(1)を前提として、適格貸出金供与前の債

務者区分が破綻懸念先の場合、金銭債権全体に対する引当額をどのように算定するかという論点が考えられる。これについては、すべての金銭債権保有者が設定している担保等について、適格貸出金供与金融機関と同様の目線で処分可能見込額を算定し、金銭債権全体にかかるⅢ分類相当額を推定し、これにⅢ分類額にかかる実績率を乗じる方法が考えられる。

2 貸倒引当金戻入れのタイミング・方法

適格貸出金供与後、どのタイミングで、貸倒引当金の戻入れを行うことが可能か、すなわち、適格貸出金と優先債権の両方について、ランクアップ後の予想損失率を適用すれば十分と判断される時期はいつになるのか、という論点があると考えられる。これについては、最も保守的な観点からは、適格貸出金を資本と見なさなくても、ランクアップ後の区分を維持することが可能と判断される時期に行う方法が考えられる。ただし、準株式法を採用し、自己査定基準日毎に、直近の実質債務超過額を把握することが可能である場合には、実質債務超過相当額の減少に伴い、適格貸出金に対する貸倒見積高を段階的に減少させること

も合理的と考えられる。この場合、適格貸出金から当該実質債務超過額を除く残額については、通常債権同様、ランクアップ後の予想損失率に基づく引当てを行うことになるものと考えられる。

3 貸倒見積高算定方法・戻入方法の文書化

貸倒見積高の算定方法については、規程等で明確にすることが求められているが、たとえば破綻懸念先債務者に対して合理的で実現可能性の高い再建計画を前提に適格貸出金を供与し、適正な自己査定を行った結果、要注意先にランクアップさせることが可能となった場合には、償却引当規程等のうち、要注意先にかかる引当方法が規定されている個所に、新たに適格貸出金に対する引当方法および適格貸出金が供与されている債務者に対する通常債権に対する引当方法を明記することが必要と考えられる。また、本指針には明確にされていないが、再建計画の進捗等に応じて、いかなる条件を満たした場合に、どのように貸倒引当金の戻入れを行うかについても、明確にしておくことが必要と考えられる。

(注1) 金銭債権全体にかかる予想損失額全

額が、適格貸出金残高を下回るため、全額を適格貸出金に対する貸倒見積高として計上。なお、予想損失額は、適格貸出金を含むその他要注意先の予想損失額を、強い証拠に基づき算定することが困難であることから、要管理先の予想損失額を使用。

(注2) 金銭債権全体にかかる予想損失額が全額適格貸出金に対する貸倒見積高として計上されているため、通常債権については引当てを行わないことが合理的と考えられるが、たとえばこのように、通常債権にかかる原則的方法と同様の方法により引き当てる方法も考えられる。

(注3) 適格貸出金残高(三〇〇百万円)が実質債務超過額(二五〇百万円)を上回るため、実質債務超過相当額に加え、当該上回る額(三〇〇百万円ー二五〇百万円＝五〇百万円)に対して、通常債権に対する原則的方法と同様の方法で、五〇百万円×三%＝一・五百万円を引当て。

(注4) 金銭債権全体にかかる予想損失額全額よりも適格貸出金残高が下回るため、三〇〇百万円。なお、予想損失額は、適格貸出金を含むその他要注意先の予想損失率を強い証拠に基づき算定することが困難であることから、破綻懸念先Ⅲ分類相当額にかかる予想損失額(一〇〇〇百万円ー三〇

〇百万円)×五〇%＝三五〇百万円)を使用。

(注5) 金銭債権全体にかかる予想損失額三〇〇から適格貸出金に対する引当額三〇〇を除いた額五〇〇百万円を、金銭債権残高比率で按分した額(五〇×四〇〇÷(一〇〇〇ー三〇〇))＝二九百万円。

(注6) 適格貸出金残高が実質債務超過額三〇〇百万円を下回るため、全額を引当て。

●プロフィール

平成7年ベンチャー監査法人(現・新日本有限責任監査法人)入所。平成14年7月から平成18年6月まで金融庁検査局に在籍し、検査実務や検査官向けの会計分野研修等に関与。また、在籍中、「金融持株会社に係る検査マニュアル」WG、「評定制度研究会」等にメンバーとして参加するとともに、資本的劣きつかけとなった「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」にオブザーバーとして参加。現在は、金融部金融センターに所属し、金融機関等の監査および非監査業務等に関与。



新日本有限責任監査法人
金融部金融センター兼
ロック金融センター(東
北)副センター長
パートナー 公認会計士
窪寺 信
(くぼでら・まこと)